

磐田市開発事業別環境配慮指針

平成 20 年 3 月

磐 田 市

1 開発事業別環境配慮指針の基本的な考え方

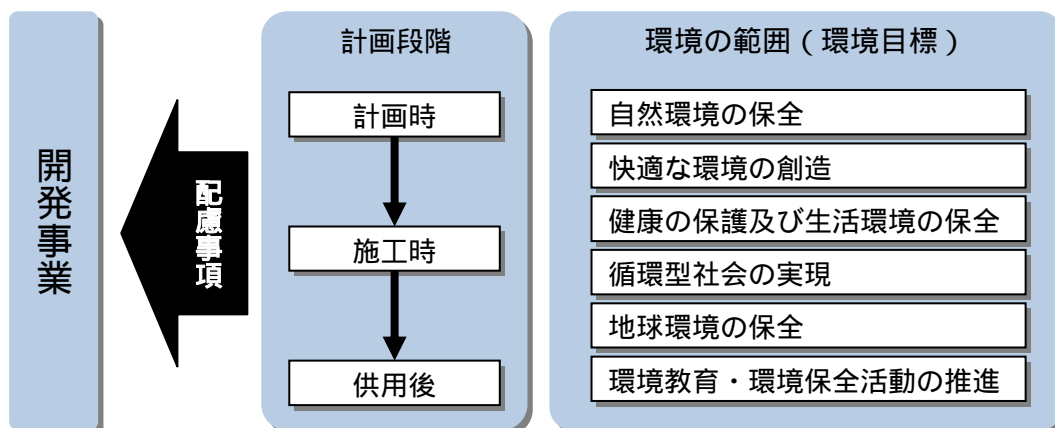
開発事業は都市機能の充実とともに、快適な生活環境を創出していくまちづくりのために必要不可欠なものです。しかし、これらの事業は場合によっては自然の減少をはじめ、環境に大きな影響を与えてきたという側面も持ち合わせています。したがって、本市の豊かな環境を次世代へ継承していくために、今後の開発事業にあたっては、環境への影響をできる限り回避・低減し、望ましい環境像の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

ここでは、本市において考えられる主要な開発事業を対象に、実施に伴って生ずる環境影響をできるだけ抑制し、環境面から望ましい方向に誘導するために必要な配慮事項を示します。

計画段階・環境の範囲の考え方

事業を実施する者は、開発事業や地域の特性に応じて、この指針に示す配慮事項を事業の計画時、施工時、供用後の各段階に組み込むことにより、適切な環境配慮を行う必要があります。

また、実施すべき環境配慮は自然環境への配慮にとどまらず、「磐田市環境基本計画」が対象とする環境の範囲を対象とすることが望ましいと考えられます。そのため、磐田市環境基本計画で掲げる6つの環境目標ごとに3つの計画段階（計画時、施工時、供用後）に分けて配慮事項をまとめました。



磐田市環境基本計画と開発事業別配慮指針

本市では、豊かな自然環境を継承し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指して、平成18年4月に「磐田市環境基本条例」を施行しました。本条例に基づき、平成20年3月には総合的に環境施策を推進していくための「磐田市環境基本計画（前期基本計画）」を策定しました。

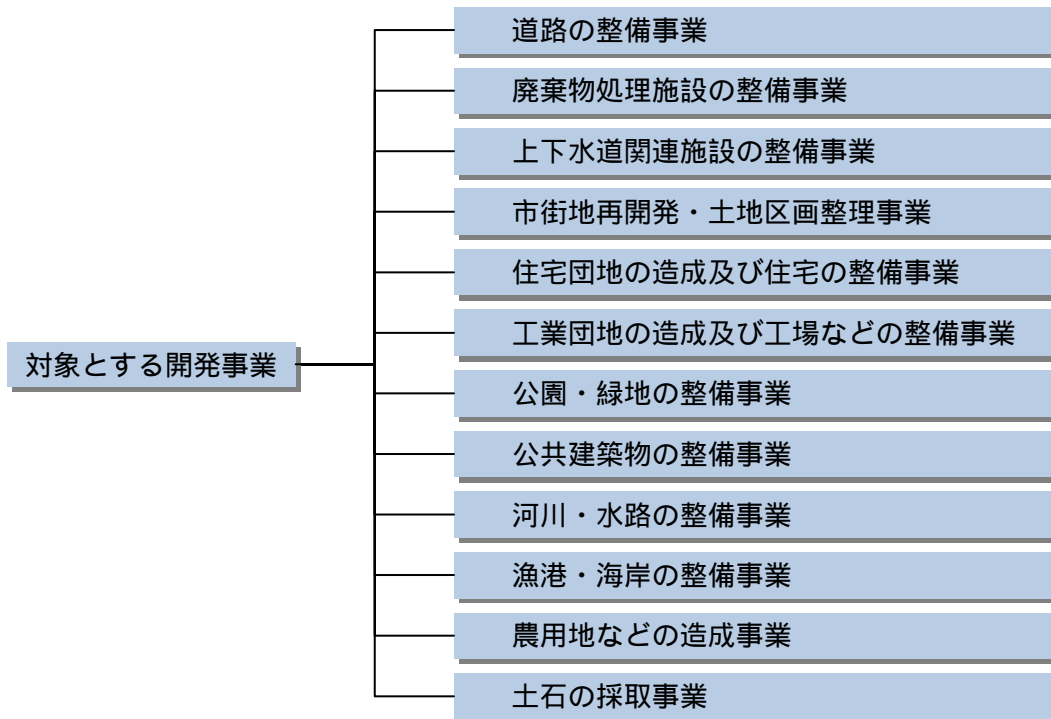
また、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、安心・安全やエネルギーに関する重要度が高まるなど、取り巻く環境や社会情勢が大きく変化していることを受けて計画を見直し、平成25年3月には「磐田市環境基本計画（後期基本計画）」を策定しました。

なお、開発事業別配慮指針は「磐田市環境基本計画（前期基本計画）」の中に位置付け、各種開発事業で活用してきましたが、「磐田市環境基本計画（後期基本計画）」の策定とともにこれを別冊とし、今後の運用を図ることとしました。

対象とする開発事業

開発事業別環境配慮指針は以下の12の開発事業を対象とします。ただし、その他の開発事業に関しても、この指針に準じて適切な配慮を行うことが望めます。

また、これらの開発事業については、市はもちろんのこと、事業者が行う場合にあっては同様の配慮が求められます。



環境配慮計画書と環境配慮報告書

「磐田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」(平成17年4月1日、告示第152号)の対象となる開発事業については、原則として「環境配慮計画書」(様式1号)、「環境配慮報告書」(様式2号)の提出手続きが必要です。

なお、これらの資料作成は、「2 環境配慮の基本原則」(P.3~4)、「3 環境配慮指針」(P.5~15)、「4 地域環境マップ」(P.16~20)を参考にしてください。

環境配慮計画書(様式1号)

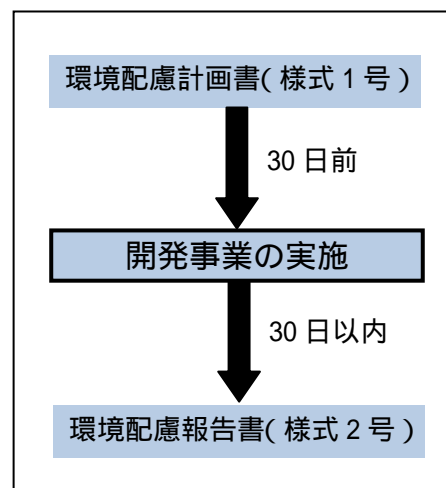
今後実施を予定する開発事業に関して、どのような環境配慮を行うかを検討し、環境配慮計画書(様式1号)を提出してください。

提出期限は、事業実施の30日前までとします。

環境配慮報告書(様式2号)

事業が終了した開発事業に関して、どのような環境配慮を実施したか(写真などの添付も含めて)をとりまとめ、環境配慮報告書(様式2号)を提出してください。

提出期限は、事業実施後の30日以内とします。



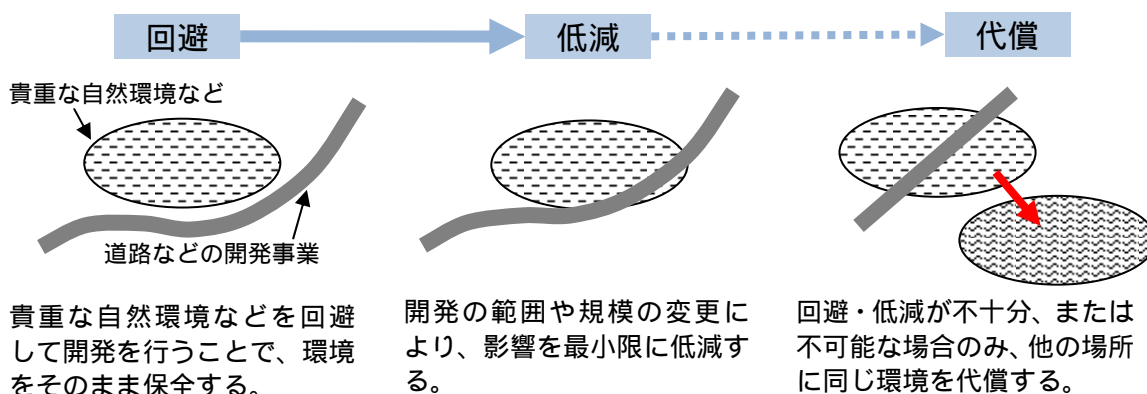
2 環境配慮の基本原則

環境配慮を行うにあたっては、「ミティゲーション」「生態環境の配置の原則」などの考え方を基本原則として取り入れます。

ミティゲーション













開発等により環境に影響を与えることが想定される場合、まず影響を「回避」し、回避できない場合は「低減」することを検討します。回避または低減の効果が十分でない場合、もしくは回避・低減が不可能な場合にのみ、「代償」することによって環境影響を緩和することを検討します。このような考え方を「ミティゲーション」といいます。開発事業による環境影響は、このミティゲーションの考え方に則り、回避・低減・代償という優先順位で検討することが望まれます。

なお、貴重な自然環境は人間の力で作り出すことができないため、基本的に回避及び低減とします。これらの貴重な自然環境などの位置については、「第7章 地域別環境づくりの方向」に示した「地域別環境マップ」を参考にしてください。



生態環境の配置の原則

動植物の生態環境の配置について、さまざまな規模や条件の生息・生育地をより効果的に配置・連結することで、全体としての生態系の質の向上を図る手法が提唱されています。既存の生態環境の保全・創造に当たっては、以下に示す原則を参考にしながら配置等を検討することが望まれます。

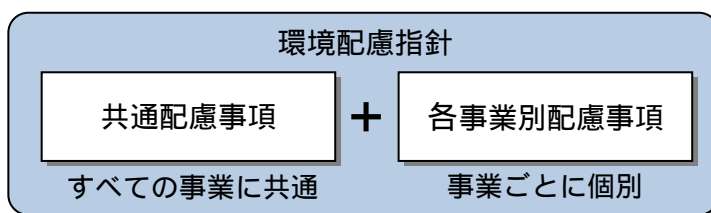
	優	>	劣
原則 1 広いほどよい			
原則 2 分割しない方がよい			
原則 3 互いの距離は近い方がよい			
原則 4 線上より等間隔の方がよい			
原則 5 互いにつなげた方がよい			
原則 6 円形に近い方がよい			

より広い面積を、より円形に近い形でかたまりとして残し、それらをお互いにつなぐのが最も効果的である。

【資料:(財)日本生態系協会(1994)ビオトープネットワークに加筆修正】

3 環境配慮指針

環境配慮指針は、すべての事業に共通する「共通配慮事項」と、個別事業ごとに配慮すべき事項を示した「各事業別配慮事項」があります。各事業を実施する際には、「共通配慮事項 + 各事業別配慮事項」の内容を参照してください。



共通配慮事項

実施する開発事業に共通した配慮事項について示します。

自然環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地形・地盤条件を踏まえた用地選定や改変を最小限に抑える整備手法の採用など、土地改変に伴う災害の発生防止に努めること。 ◆ 土地や地形の改変が少なくすむ用地や工法等を選定・採用し、動植物や生態系に及ぼす影響を最小限に抑制するよう配慮すること。（盛土の高架化、切土のトンネル化など） ◆ 水源地域の保全、地域の生物多様性の確保、環境保全機能の維持・向上などに配慮して、森林の保全に努めること。 ◆ 既存の樹木や表土を極力保存するとともに、それらを生かした配置計画とすること。 ◆ 貴重な動植物や重要生息・生育地は極力改変の回避に努め、改変が回避できない場合は移植や生息・生育地の創出などについて事前に調整すること。 ◆ 施設等の整備では、間伐材や地元産の木材の使用に努めること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土地の安定性の変化や地形・地質の物理的改変による崖崩れ、土砂流出などの災害の防止に努めること。 ◆ 既存の自然地の活用や、貴重な動物の繁殖期に配慮した工期の設定など、工事による動植物やそれらの生息・生育地への影響を最小限に抑制するとともに、生息・生育環境の修復・再生・創出に努めること。 ◆ 樹木の植栽をする場合は郷土種を採用すること。 ◆ 野鳥及び小動物のために結実花木（誘鳥木）の植栽を計画すること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 移植や生息・生育地の創出などを行った箇所については、継続的な維持・管理に努めること。

快適な環境の創造

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 用地選定に際しては、貴重な自然景観資源や歴史・文化資源の分布域を避けた計画とすること。 ◆ 建設予定地内に緑地、水辺、広場などのオープンスペースを確保し、自然とのふれあいに配慮した計画とすること。 ◆ 関連施設等の色、デザイン、高さなどを考慮し、景観の分断などを極力避けるとともに、周辺景観との調和に配慮した計画とすること。 ◆ 計画地内に周知の埋蔵文化財がある、または指定文化財等に影響を及ぼす可能性のある場合は、事前に関係機関と協議を行うこと。 ◆ 施設の屋外照明や街路灯などの照明設備は、光害に配慮して計画すること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事現場の景観は、工事用看板や防護壁のデザイン・色彩などの工夫などにより、周辺地域の環境との調和に配慮すること。 ◆ 埋蔵文化財などが新たに発掘された場合には、速やかに関係機関との調整を図ること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆ できる限り樹木の植栽などを行い、緑化に努めること。

健康の保護及び生活環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆施工時及び供用後に発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地下水汚染、交通量の増加などの環境影響の低減・防止に配慮した計画とすること。 ◆建築物については、日照障害や電波障害などによる生活への影響が生じないよう、建物の高さや配置に配慮して計画すること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆資材の運搬、切土・盛土工事、工事車両の走行に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、交通量の増加などの低減・防止に努めること。 ◆大気汚染や騒音・振動が少ない低公害型の工事用機械・車両の使用に努めること。 ◆施設・敷地内の植栽を行う場合には、薬剤や肥料の使用抑制に努めること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設の稼働や利用、走行車両などに伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、交通量の増加などの把握に努めること。

循環型社会の実現

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆再生原材料や再生資材、長期使用が可能な資材の採用などにより、資源の循環的利用に努めた計画とすること。 ◆自然の地表面や緑地を極力保全したり、透水性舗装の導入や雨水浸透・貯留施設の設置などによって雨水の地下浸透を促進し、地域の水循環の確保に配慮した計画とすること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆資材の発注量や内容の適正化、建設廃棄物や建設残土のリサイクルの推進など、工事に伴って排出される廃棄物等の発生抑制、リサイクルに努めること。 ◆省エネ技術の導入や低燃費・低公害型の工事用機械・車両の使用など、工事に伴うエネルギー消費の抑制に努めること。 ◆節水型機械の導入、作業時の節水励行など、工事に伴う水使用量の抑制に努めること。

地球環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆用地選定にあたっては、二酸化炭素の吸収源としての森林の保全に配慮すること。 ◆省エネルギー型設備の導入、太陽光発電など自然エネルギーの導入、風通しの良い空間づくり、建物の断熱化、屋上緑化、コジェネレーションシステムなど、エネルギーの有効利用に配慮した計画とすること。 ◆植栽を行う場合には、地域特性とともに、二酸化炭素吸収能力など大気浄化機能を考慮した樹種の選定に努めること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガスの吸収源対策として、森林の保全や施設・敷地内の緑化に努めること。 ◆熱帯材型枠などの使用削減に努めること。 ◆設備の廃棄に伴って排出されるフロン類の回収及び適正処理を図ること。

全体

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種法令や総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの個別計画との整合を図ること。 ◆周辺の土地利用や都市基盤の整備状況との整合性を踏まえた計画とすること。 ◆事前に地域の環境特性を十分把握し、環境への影響に配慮するとともに、住民の意見を踏まえて計画すること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要に応じてモニタリング調査などを実施し、環境への影響の未然防止に努めること。

各事業別配慮事項

実施する開発事業の特性に応じた個別の配慮事項を示します。

なお、今後本市で実施が考えられる開発事業としては以下のようなものがあげられます。

道路の整備事業

自然環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然性の高い森林や植物群落などの改変・分断を回避すること。 ◆ 動物のロードキル(道路での轢死)を防止するため、動物の行動圏・移動経路の分断を極力回避し、回避できない場合は移動用施設などの設置を検討すること。 ◆ 自動車の通行に伴う騒音・振動や、道路照明灯等の人工光が動植物の生息・生育環境に及ぼす影響に配慮すること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ トンネルなどの地下構造の施工時には、地下水脈の阻害や地盤の形状の変化を低減するように配慮すること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ロードキル(道路での轢死)の発生状況等により、必要に応じて動物の移動用施設などの改善を図ること。

快適な環境の創造

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路周辺に植樹帯や街路樹などの緑化空間を極力整備し、自然とのふれあいに配慮すること。 ◆ のり面緑化や電線の地中化など、良好な道路景観の創造に配慮すること。 ◆ 構造物のデザイン・色彩等は、周囲の自然景観との調和や良好な都市景観の形成に配慮しながら計画すること。 ◆ 高架構造の場合は、景観の圧迫感の増加に配慮すること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民などの協力を得ながら、街路樹の管理や道路の清掃などの維持管理を図ること。

健康の保護及び生活環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 用地選定に際しては、住居や学校・病院などの静穏を要する施設との位置関係や周辺的生活環境との整合性を図る計画とすること。 ◆ 交通流の円滑化、植樹帯などの緩衝緑地の確保、低騒音舗装、遮音壁の設置などを図ることにより、大気汚染、騒音・振動、交通量増加などの低減・防止に配慮すること。 ◆ 道路の車線の設定に際しては、バス専用・優先レーンや自転車道の導入に配慮すること。 ◆ 歩道幅の確保や歩道の平坦化などに配慮すること。 ◆ 高架構造の場合は、土地利用を勘案して日照阻害や電波障害など、日常生活に支障をきたすような影響が生じない道路構造・設計とすること。 ◆ トンネルの建設や架橋工事などの造成工事を行う場合には、工事に伴う騒音・振動、粉じんの飛散、土壌や表流水の汚染防止など、周辺地域の環境への負荷を低減するよう配慮すること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 著しい環境悪化が生じた場合には、遮音壁や緩衝緑地、街路樹などの設置や道路構造の見直しなどにより、良好な生活環境の創造に努めること。

循環型社会の実現

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 路盤材に再生原材料・再生資材を使用するなど、資源の循環的利用に努めること。 ◆ 雨水浸透施設(舗装、排水路等)の導入に努めること。
-----	--

地球環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通渋滞によるエネルギー消費や二酸化炭素等の排出を抑制するため、円滑な道路交通流の確保に努めること。
-----	--

廃棄物処理施設の整備事業

自然環境の保全

- 供用後 ◆施設からの排水や排気ガスが動植物の生育・生息環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

快適な環境の創造

- 計画時 ◆緑地や親水空間など、敷地内における自然とのふれあい活動の場の整備に努めること。

健康の保護及び生活環境の保全

- 計画時 ◆廃棄物処理施設については、最新の環境保全技術の導入に努めること。
◆最終処分場の用地選定の際には、水源や土壌への影響や地域環境との遮断性、運搬経路などについて配慮すること。
- 供用後 ◆収集・運搬に使用する車両には低公害車を導入するとともに、地域環境や交通渋滞などの影響が著しく悪化しないように配慮すること。
◆廃棄物や焼却灰などの焼却・運搬時において、大気中への飛散や漏出などにより、大気汚染、水質汚濁、悪臭、有害化学物質汚染などが生じないように配慮すること。
◆分別収集の徹底や燃焼温度の適正管理を行い、ダイオキシン類などの有害化学物質の発生を抑制すること。
◆衛生害虫の発生防止や駆除を徹底すること。

循環型社会の実現

- 計画時 ◆廃棄物の適正処理やリサイクル(焼却灰や金属類などの再資源化など)に配慮した計画とすること。
◆施設排水を再利用するなど、水の循環利用などに配慮すること。
- 供用後 ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「維持管理に関する計画」などに準拠し、定期的なモニタリング調査を実施すること。
◆施設の閉鎖にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きなどを行うとともに、安全な施設管理計画を策定すること。

地球環境の保全

- 供用後 ◆省エネルギー型施設の導入、排熱の温水や発電などへの活用など、効率的なエネルギーの利用に配慮すること。
◆エネルギー効率を高め、燃焼に利用する燃料等の使用を抑えて温室効果ガスの発生を低減すること。
◆ごみ発電やコジェネレーションシステムの導入などにより、余剰エネルギーの有効活用を図ること。

環境教育・環境保全活動の推進

- 供用後 ◆資源やエネルギーに関する環境教育・環境学習の場としての活用を図ること。

全体

- 供用後 ◆地域住民や関係機関と環境保全等に関する協定書を必要に応じて締結すること。

上下水道関連施設の整備事業

自然環境の保全

- 計画時** ◆ 下流水域の水生生物や水域生態系への影響の低減・防止に配慮した計画とすること。
◆ 敷地内にできるだけ緑地などの自然を残し、環境を復元すること。
- 供用後** ◆ 取水による河川水の著しい水量低下を引き起こすことがないように配慮すること。

快適な環境の創造

- 計画時** ◆ 浄水場や下水処理場等の敷地の緑化を推進すること。
◆ 敷地内の緑地などの整備により、自然とのふれあい活動の場の整備に努めること。

健康の保護及び生活環境の保全

- 計画時** ◆ 下水道処理施設については、最新の環境保全技術の導入に努めること。
◆ 地域の生活環境の保全を図るため、汚水や汚泥を処理する施設は悪臭の防止に努めること。

循環型社会の実現

- 計画時** ◆ 下水汚泥の適正処理や有効利用に配慮した計画とすること。

地球環境の保全

- 計画時** ◆ 省エネルギー型施設の導入など、エネルギーの有効利用に配慮すること。

環境教育・環境保全活動の推進

- 供用後** ◆ 水環境の保全に関する環境教育・環境学習の場としての活用を図ること。

市街地再開発・土地区画整理事業

自然環境の保全

- 計画時** ◆ 身近な緑や水辺など、地域に存在する自然環境の活用や身近な生物の生息・生育環境の創出に努めること。
- 施工時** ◆ 土地造成により、地下水脈等への影響が生じないように配慮すること。

快適な環境の創造

- 計画時** ◆ 緑地や親水空間の創出など、自然とのふれあい活動の場の整備に努めること。
◆ 電線類の地中化により、良好な都市景観の創出に努めること。
◆ 周辺環境との調和に配慮した施設の配置・規模・デザイン・色彩等を検討することにより、良好な景観の形成に努めること。
- 施工時** ◆ 地域特性を考慮しながら、積極的な緑化に努めること。

健康の保護及び生活環境の保全

- 計画時** ◆ 大気汚染や騒音・振動による環境影響の低減のため、公共交通機関の利用促進を図る計画とすること。
◆ 周辺の土地利用を考慮し、対象地内への通過交通の流入抑制に配慮すること。
- 施工時** ◆ 住宅が密集している地域において建物の解体を行う場合には、騒音・振動の低減、粉じんの飛散防止に配慮すること。

循環型社会の実現

- 計画時** ◆ 雨水浸透施設(舗装、排水路等)の導入に努めること。

地球環境の保全

- 計画時** ◆ 通風、自然採光など自然条件を活かした用地造成のあり方を検討すること。

全体

- 計画時** ◆ 大規模事業を実施する場合には、都市のスプロール化を招かないように用地選定に配慮すること。

住宅団地の造成及び住宅の整備事業

自然環境の保全

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | ◆土地造成により、斜面の崩落や表土の流出、軟弱地盤面の造成などが生じないように配慮すること。 |
| 施工時 | ◆土地造成により、地下水脈等への影響が生じないように配慮すること。 |
| 供用後 | ◆自然環境に影響を及ぼした場合には、それらの修復・再生・創出に努めること。 |

快適な環境の創造

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | ◆公園緑地や広場など、オープンスペースの十分な確保に配慮すること。
◆計画地周辺の景観資源の分布状況などを把握し、眺望を阻害しないような施設配置や建物の計画とすること。
◆時代に流されない色・形の採用や長持ちする材の使用など、長期間使用のできる建物の計画とすること。
◆道路等ののり面は地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和したものとすること。 |
| 施工時 | ◆ランドマークとなっているようなすぐれた自然景観の保全を図るとともに、地域に存在する緑地や水辺等を活用した造成に努めること。 |
| 供用後 | ◆生け垣等による緑化に努めること。 |

健康の保護及び生活環境の保全

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | ◆土壌汚染などの環境汚染が認められる場合には、対象地の見直しを含めた措置を検討すること。
◆交通量・交通流の変化が生じる場合は、対象地及び周辺市街地への通過交通の流入抑制や、幹線道路との隣接部に緩衝帯の設置を検討すること。
◆人体に影響を及ぼす疑いがある化学物質の含まれている建材の使用を極力避けること。 |
| 施工時 | ◆土地造成に伴う土砂の流出により、河川や水路、海洋の水質に影響が生じないように配慮すること。 |
| 供用後 | ◆公共下水道が整備された地域においては本管と接続し、整備されていない地域においては合併処理浄化槽を設置するなど、水質汚濁防止に配慮すること。 |

循環型社会の実現

- | | |
|-----|---|
| 計画時 | ◆切土・盛土のバランスに配慮しながら、建設残土の発生抑制やリサイクルを推進すること。
◆地下水脈の保全に配慮した造成のあり方や、雨水利用施設、中水道の導入等を検討し、地域の水循環の保全に配慮すること。
◆雨水浸透施設(舗装、排水路等)の導入に努めること。 |
|-----|---|

地球環境の保全

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | ◆通風、自然採光など自然条件を活かした用地造成のあり方を検討すること。
◆用地の選定・造成にあたっては、公共交通機関の利用促進を図るため、周辺の土地利用や公共交通機関とのアクセスに配慮した事業計画を検討すること。
◆造成後の交通量・交通流の変化を考慮した事業計画を検討すること。
◆用地の選定にあたっては、二酸化炭素の吸収源としての森林の保全に配慮すること。 |
|-----|--|

環境教育・環境保全活動の推進

- | | |
|-----|--|
| 供用後 | ◆集会所などを環境保全のための活動の場として活用し、市民の自主的な取り組みの促進に配慮すること。 |
|-----|--|

全体

- | | |
|-----|---|
| 計画時 | ◆対象地及び周辺の土地利用や環境、都市基盤の整備状況に配慮して事業を計画すること。 |
|-----|---|

工業団地の造成及び工場などの整備事業

自然環境の保全

- 計画時** ◆緑地を配置する場合は、周囲の緑地と連続するような配置とし、地域の環境特性に配慮した樹種を選定すること。
- 供用後** ◆緑地を良好な状態に維持するため、間伐や下刈りなど適切な維持・管理に努めること。

快適な環境の創造

- 計画時** ◆敷地周辺に緩衝緑地などを配置し、周辺景観との調和に配慮すること。

健康の保護及び生活環境の保全

- 計画時** ◆道路などの交通網との関係に配慮し、環境負荷の少ない効率的な配置計画とすること。
◆敷地周辺に緩衝緑地などを配置し、騒音・振動などの低減に配慮すること。
◆搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の生活環境に配慮すること。
◆公害等苦情の発生を未然防止する措置に考慮すること。
- 供用後** ◆事業の実施に当たり、万が一事故が発生した場合にも、周辺環境への影響が極力小さくなるように配慮すること。
◆工場施設の稼動によって大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などが生じて周辺環境に影響を及ぼさないように配慮すること。
◆環境汚染物質排出・移動登録制度 (PRTR 制度) に準じたシステムの確立により、化学物質の適正管理の徹底を図ること。

循環型社会の実現

- 計画時** ◆廃棄物の発生しないゼロエミッション型の工業団地及び工場を目指した計画とすること。
◆雨水浸透施設 (舗装、排水路等) の導入に努めること。

地球環境の保全

- 計画時** ◆省エネタイプの空調施設や排熱の活用など、効率的なエネルギーの利用とともに、風力や太陽光発電などの自然エネルギーの導入に配慮した計画とすること。
- 供用後** ◆エネルギー効率を高め、工場内で利用する燃料等の使用を抑えて温室効果ガスの発生を低減すること。

環境教育・環境保全活動の推進

- 供用後** ◆工場見学や敷地内の緑地・ビオトープなどの解放により、環境教育・環境学習の場としての活用を図ること。

全体

- 計画時** ◆立地に当たっては、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン等で立地が許容できるものと位置づけられている地域を選定すること。

公園・緑地の整備事業

自然環境の保全

- | | |
|-----|---|
| 計画時 | <ul style="list-style-type: none"> ◆良好な森林や河川などを極力保全するとともに、それらを活用した計画とすること。 ◆動植物の生育・生息環境や生態系を保全または創出する計画とすること。 |
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆計画や利用状況に合わせた適正な維持・管理を継続して実施すること。 |

快適な環境の創造

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | <ul style="list-style-type: none"> ◆空き地等を有効利用した公園・緑地の整備に努めること。 ◆地域特性に配慮しながら、常緑樹・落葉樹、高木・低木、地被植物を適切に配置した計画とすること。 ◆公園内に親水護岸や観察場所などを設置して、自然とのふれあい活動の場の整備に努めること。 |
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民などの協力を得ながら、枝葉の剪定や清掃などの維持管理を図ること。 |

健康の保護及び生活環境の保全

- | | |
|-----|---|
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆農薬や肥料を散布する場合には、著しい大気汚染や水質汚濁を発生させないように配慮すること。 |
|-----|---|

循環型社会の実現

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | <ul style="list-style-type: none"> ◆雨水等を有効に利用するために、雨水浸透施設等を導入すること。 |
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆施設利用者などによるごみの散乱などの防止に努めること。 ◆維持管理に伴って発生する剪定枝葉は、堆肥化などの再利用を促進すること。 |

環境教育・環境保全活動の推進

- | | |
|-----|---|
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆自然保護、自然観察に関する環境教育・環境学習の場としての活用を図ること。 |
|-----|---|

公共建築物の整備事業

快適な環境の創造

- | | |
|-----|---|
| 計画時 | <ul style="list-style-type: none"> ◆緑地・広場などのオープンスペースを十分確保すること。 ◆良好な都市景観の創出に配慮した計画とすること。 ◆時代に流されない色・形の採用や長持ちする材の使用など、長期間使用のできる建物の計画とすること。 |
|-----|---|

健康の保護及び生活環境の保全

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | <ul style="list-style-type: none"> ◆有害化学物質の含まれている建材等を使用しないこと。 |
|-----|--|

循環型社会の実現

- | | |
|-----|--|
| 計画時 | <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の排出抑制、適正処理やリサイクル、水の循環利用などに配慮した計画とすること。 ◆雨水浸透施設（舗装、排水路等）の導入に努めること。 |
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆施設利用者などによるごみの散乱などの防止に努めること。 |

環境教育・環境保全活動の推進

- | | |
|-----|--|
| 供用後 | <ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全に関する環境教育・環境学習の場としての活用を図ること。 |
|-----|--|

河川・水路の整備事業

自然環境の保全

計画時	<p>自然護岸等を改変することにより、自然災害に対して脆弱な地形・地質とならないように配慮すること。</p> <p>貴重な動植物の生育・生息環境などの保全を図るとともに、多自然川づくりの採用などにより、新たな生育・生息環境の創造に努めること。</p> <p>河川堤防や河川敷、砂浜などに残る自然植生をできる限り保全すること。</p> <p>地域の生態系保全や本来有している自浄作用に配慮した計画とすること。</p> <p>河川改修により、流速を著しく高めたり、底質が悪化しないように配慮すること。</p> <p>水辺の緑化に配慮すること。</p> <p>ダム建設を行う場合には、ダム及び貯水池周辺の環境を整備し、周辺の自然環境との調和を図った計画、整備手法を検討すること。</p>
施工時	<p>汚濁防止ネットの採用や沈砂池等の設置により、工事中に発生する濁水の処理を行うこと。</p>
供用後	<p>河川工事による影響の回復状況について、水生生物などによるモニタリング調査を定期的に行うこと。</p>

快適な環境の創造

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親水性護岸・緩斜面護岸の整備、水辺へのアクセスの向上、多自然川づくりなど、自然とのふれあいや潤いある水辺空間の創出に配慮した計画とすること。 ◆ 河川沿いには可能な限り遊歩道や管理道を整備し、水辺の利用や管理が可能となるよう計画すること。 ◆ 自然景観の保全を図り、周辺環境と調和した景観形成を図る計画とすること。 ◆ 安全性を確保しつつ、周辺環境との調和に配慮した工法、自然石など自然素材の活用を検討して、良好な景観形成に努めること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域特性を配慮しながら、河岸やのり面などによる水辺の緑化に努めること。 ◆ 優れた自然景観に改変が生じた場合には、修景に努めること。

健康の保護及び生活環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川や水路は風の通り道になっており、良好な大気環境の維持に寄与することから、河川の暗渠化はなるべく避けた計画とすること。
施工時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川改修工事に伴う水質汚濁や底質の悪化により、悪臭が発生しないように配慮すること。

循環型社会の実現

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林の保全や湧水の保全、表流水の地下浸透を妨げない護岸形態の採用などにより、健全な水循環の保全に努めること。
-----	--

地球環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ダム建設用地の選定にあたっては、二酸化炭素の吸収源としての森林の保全に配慮すること。 ◆ ダム施設や河川敷に植栽を行う場合は、地域特性とともに、二酸化炭素吸収能力など大気浄化機能を考慮した樹種の選択に努めること。
-----	---

環境教育・環境保全活動の推進

供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川浄化運動や流域を通じた交流など、市民の環境保全の取り組みを促進すること。
-----	--

漁港・海岸の整備事業

自然環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然海岸の保全や育成に努めること。 ◆潮流の変化、底質のかく乱、土石流出など、自然環境への影響の軽減に配慮した整備手法を検討すること。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境に影響を及ぼした場合には、砂浜の復元や人工干潟の整備など、対象地の環境の修復・再生・創出に努めること。 ◆海浜公園等を整備する場合には、地域に存在する自然環境を活用するとともに、動植物に配慮した生息・生育環境の保全・創出に努めること。

快適な環境の創造

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然とのふれあい活動の場となっている海岸や自然景観の保全に配慮した用地の選定、整備手法の採用に努めること。 ◆地域特性に配慮した海岸、漁港施設の緑化に努めるとともに、親水空間を創出するなど、自然とのふれあい活動の場の整備に努めること。
-----	---

健康の保護及び生活環境の保全

計画時	◆適正な排水処理施設の設置など、漁港施設や海岸保全施設の建設に伴う水質汚濁や土壌汚染等を未然に防止するための施設整備に努めること。
-----	---

循環型社会の実現

施工時	◆海岸整備にあたっては、自然石など自然素材の活用に努めること。
-----	---------------------------------

農用地などの造成事業

自然環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地を削減することや、良好な森林・水面を極力残すことで良好な自然環境の保全に努めること。 ◆美しい田園風景や里山の保全に努めること。
-----	---

快適な環境の創造

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆集団的な圃場を確保することで、失われつつある良好な田園景観の回復に努めること。 ◆伝統的な建物を保存するなどして、良好な農村風景の形成に配慮すること。
-----	---

健康の保護及び生活環境の保全

計画時	<ul style="list-style-type: none"> ◆農閑期においても排水が滞留することのない水路形態を整えること。 ◆営農者の施設管理が容易な整備を行うこと。
施工時	◆建設工事に伴う土砂が河川に流入しないよう努めること。

地球環境の保全

計画時	◆耕作放棄地を削減し農地を良好に管理することができる環境を整えることで、温室効果ガスの削減に寄与すること。
-----	---

環境教育・環境保全活動の推進

計画時	◆体験農業等を通じた環境教育を実践することが可能な場を創造すること。
-----	------------------------------------

土石の採取事業

自然環境の保全

計画時 ◆ 土石採取による自然環境への影響を最小限に抑制するため、土地や地形の改変が少なくてすむ用地を選定すること。

快適な環境の創造

計画時 ◆ 優れた自然景観の保全に配慮した用地の選定、整備手法の採用に努めること。

供用後 ◆ 土石採取後の裸地には、地域特性を考慮した樹種による緑化に努めること。

健康の保護及び生活環境の保全

施工時 ◆ 土石採取による土石崩落等の災害の発生を防止するために必要な措置を講じること。

循環型社会の実現

施工時 ◆ 計画的な土石採取、建設残土のリサイクルを推進することにより、資源の有効利用に努めること。

地球環境の保全

施工時 ◆ 土石の採取にあたっては、二酸化炭素の吸収源としての森林の保全に配慮すること。

4 地域環境マップ

開発事業を行うに当たっては、事業実施区域の含まれる地域の環境特性を十分に把握した上で環境配慮を検討することがとても重要です。そのため、以下に示す「地域環境マップ」を参考にしながら、事業実施区域周辺の環境特性や環境資源について事前に把握し、事業による影響を回避することが求められます。

地域環境マップの構成

環境保全に関連した地域指定状況や、地域に分布する環境資源について地図上に示すことで、地域環境の概要を視覚的に示すとともに、配慮すべき環境の位置関係を整理する役割を果たします。なお、地域環境マップに掲載した情報は以下のとおりです。

ア．法令等による地域指定

項目	内容
県立自然公園	「静岡県自然公園条例」に基づく自然公園で、本市には「御前崎遠州灘県立自然公園」がある。特に特別地域では、指定動植物の捕獲・採取が禁止されている。
静岡県自然環境保全地域	「静岡県自然環境保全条例」に基づく地域。特別地区の野生動植物保護地区内では、生物の捕獲・損傷等が禁止されている。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣保護法」に基づき設定される区域。区域内では鳥獣の捕獲が禁止されている。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」で指定された区域。農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、指定用途以外の土地利用も制限される。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊防備、生活環境の保全など、特定の公共目的を達成するために「森林法」に基づいて指定される森林。保安林では立木の伐採や土地の形状の変更などが制限されている。
地域森林計画対象民有林	都道府県が定める「地域森林計画」において、「森林として使用することが適当」とされている民有林のことをいう。1 ha を超える開発行為を行うおとす場合は、予め市長の許可を受ける必要がある（林地開発許可制度）。
市街化区域	「都市計画法」で指定された区域。既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

イ．自然環境

項目	内容
河川・池沼	一級河川及び二級河川と規模の大きな池沼。
巨樹・巨木林	長い年月生き続けてきた古い大きな木やそれらが集まってできた林。幹周 300cm 以上（株立ちのものは主幹 200cm 以上、合計 300cm 以上）。天然記念物として指定されているものも含まれる。
注目すべき植物群落・注目すべき植生	環境省の「特定植物群落」「現存植生図における自然植生」、静岡県の「特定植物群落」「静岡県自然環境基本調査における調査対象社寺林」などに掲載されている植物群落及び植生。貴重な植物群落や植生として、今後も保全していくことが望まれる。
今守りたい大切な自然	「静岡県版レッドデータブック」（平成 16 年 3 月）の中で「今守りたい大切な自然」として選定されている重要生息生育地。県内 342 地点の候補地から最終的に 10 地点が選定されている。開発候補地となりやすい、生態的に貴重である、自然環境保全に関する法的規制がないなどの選定基準で選ばれている。

イ．自然環境（つづき）

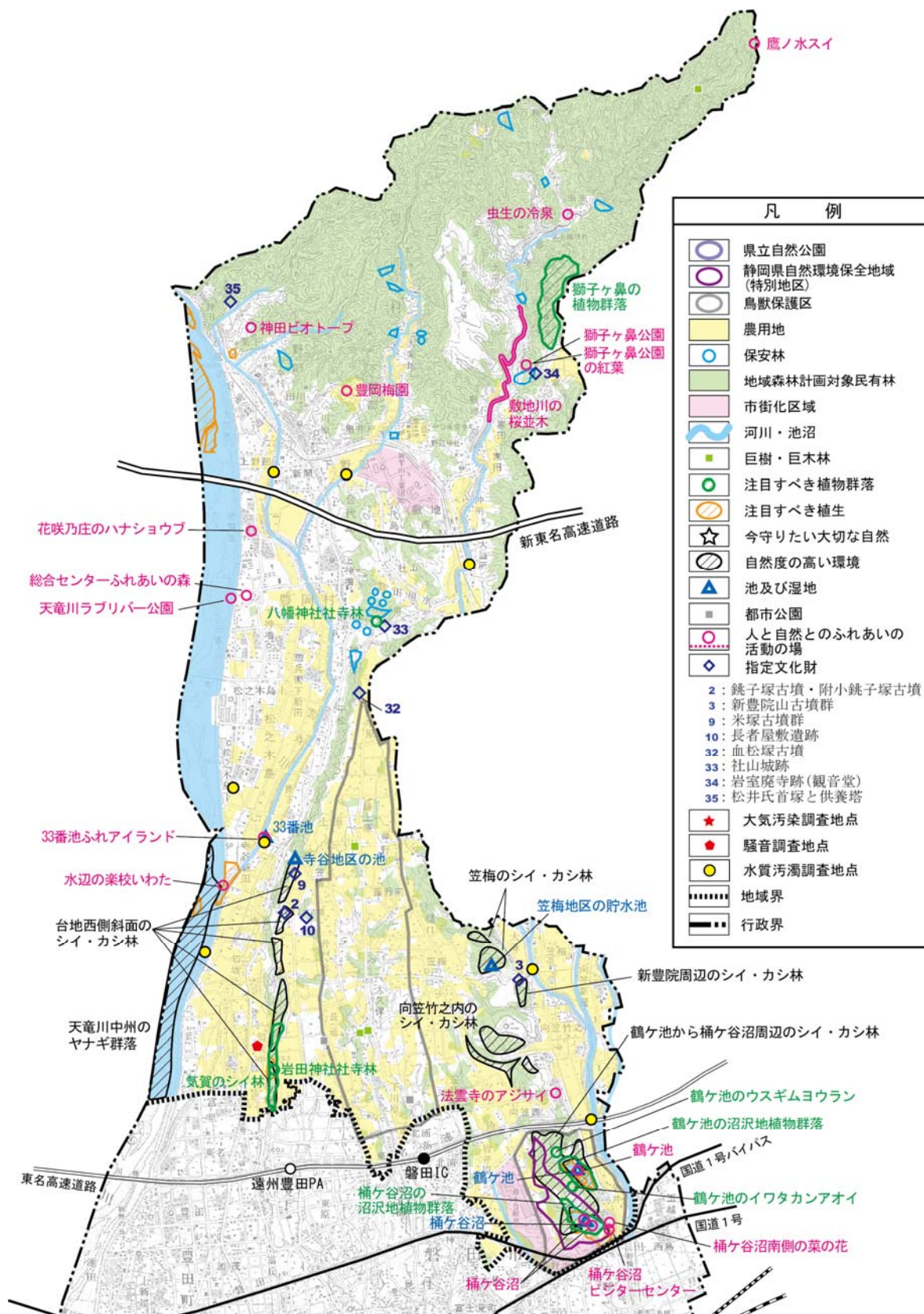
自然度の高い環境	「いわた環境マップ」(平成 14 年 3 月)の「自然度の高い環境」として紹介されている森林など。環境省が実施している「自然環境基礎調査」の植生自然度 8 以上及び「静岡の自然 100 選」「ふるさとの自然 100 選」の社寺林を取り上げている。
池及び湿地	「いわた環境マップ」(平成 14 年 3 月)の「池及び湿地」として紹介されている池や湿地。

ウ．快適環境

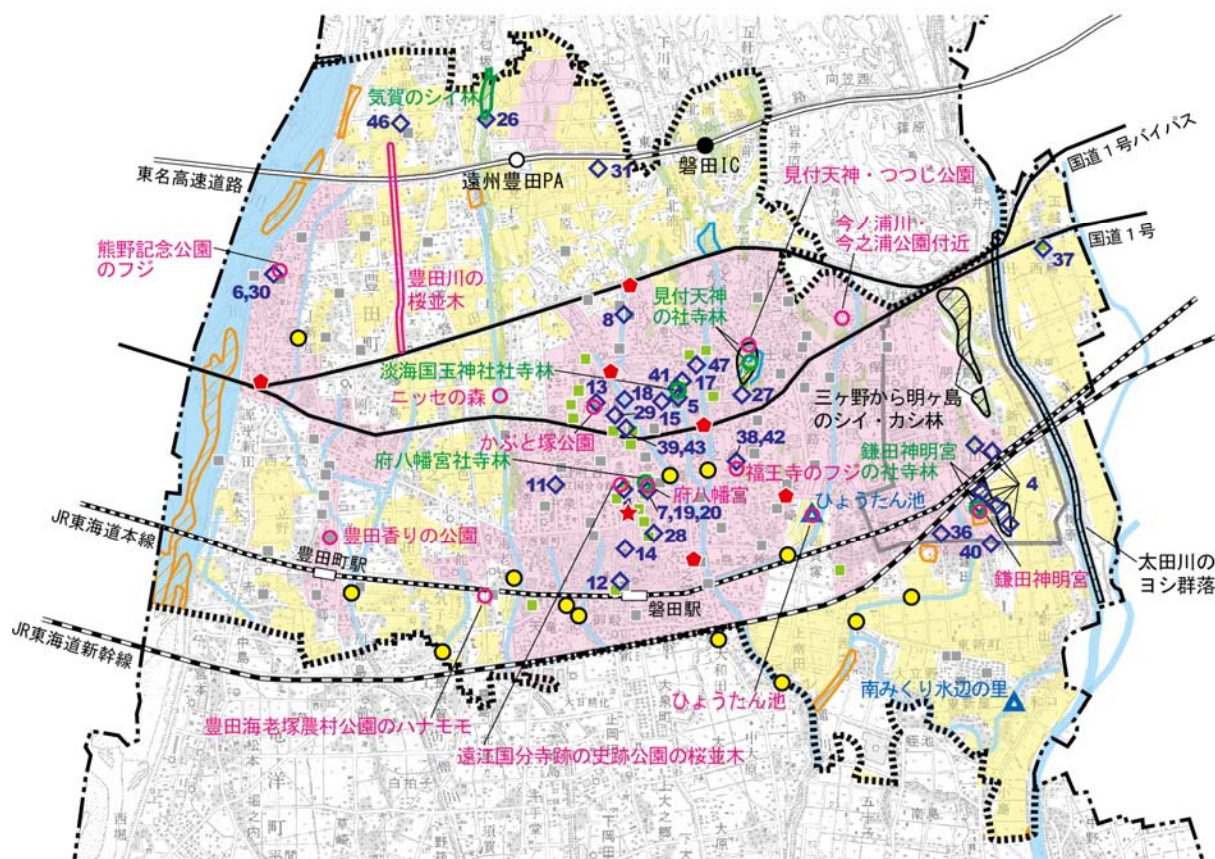
項目	内容
都市公園	国や地方公共団体が「都市公園法」に基づき、都市計画区域において設置する公園または緑地。
人と自然とのふれあい活動の場	サイクリングコース、キャンプ、水とのふれあい、自然観察、植物の観賞など、人と自然とのふれあい活動に利用されている場所。
指定文化財	文化財保護法や同条例により指定された文化財。ここでは建築物、史跡（特別史跡）、名勝、天然記念物を対象とした。

エ．生活環境

項目	内容
大気汚染調査地点	総合的な大気汚染調査地点（磐田市役所）とその他大気汚染調査として硫黄酸化物・窒素酸化物・ダイオキシン類の調査を行っている地点。
騒音・振動調査地点	騒音・振動調査を定期的に行っている地点。なお、振動調査は現在行われていない。
水質汚濁調査地点	水質汚濁調査を定期的に行っている地点。



凡 例					
	県立自然公園		巨樹・巨木林		大気汚染調査地点
	静岡県自然環境保全地域 (特別地区)		注目すべき植物群落		騒音調査地点
	鳥獣保護区		注目すべき植生		水質汚濁調査地点
	農用地		今守りたい大切な自然		地域界
	保安林		自然度の高い環境		行政界
	地域森林計画対象民有林		池及び湿地		
	市街化区域		都市公園		
	河川・池沼		人と自然とのふれあいの活動の場		
	指定文化財				
1 :	遠江国分寺跡	17 :	淡海国玉神社社殿	36 :	医王寺庭園及び参道
4 :	御厨古墳群	18 :	西光寺表門	37 :	須賀神社クス
5 :	旧見付学校 附磐田文庫	19 :	府八幡宮中門	38 :	アキザキヤツシロラン群生地
6 :	熊野の長フジ	20 :	府八幡宮本殿及び拝殿付幣殿	39 :	西光寺大クスとナギの木
7 :	府八幡宮楼門	26 :	賀茂神社本殿	40 :	袴田家のマキ
8 :	旧赤松家門・塀・土蔵	27 :	阿多古山一里塚	41 :	天御子神社のヤマモモの木
11 :	土器塚古墳	28 :	澄水山古墳	42 :	福王寺のケヤキ
12 :	善導寺の大クス	29 :	見付宿本陣神谷家墓所 ・見付宿本陣鈴木家墓所	43 :	西光寺のイヌマキ
13 :	甲塚のクロガネモチ	30 :	行興寺の土佐印塔	46 :	諏訪神社のヤマモモ
14 :	旧中泉御殿裏門	31 :	東原報徳井戸	47 :	省光寺のイチヨウ
15 :	旧見付宿脇本陣大三河屋門				



凡 例			
	県立自然公園		巨樹・巨木林
	静岡県自然環境保全地域 (特別地区)		注目すべき植物群落
	鳥獣保護区		注目すべき植生
	農用地		今守りたい大切な自然
	保安林		自然度の高い環境
	地域森林計画対象民有林		池及び湿地
	市街化区域		都市公園
	河川・池沼		人と自然とのふれあいの活動の場
	指定文化財		大気汚染調査地点
16: 旧中泉代官所門			騒音調査地点
21: 三番組秋葉山常夜灯			水質汚濁調査地点
22: 浅間神社本殿			地域界
23: 蓮覚寺山門			行政界
24: 野崎秋葉山常夜燈			
25: 高木秋葉山常夜燈			
44: 浅間神社のヤマモモ			
45: 一色のイヌマキ			

